前文中「急務である。」の下に「また、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等も喫緊の課題となっている。」を加え、「廃止することとされた。」の次に次の段落を加える。

また、二千十一年（平成二十三年）には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目無く提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料等の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰（かくたん）吸引等の実施、指定介護療養型医療施設について平成二十九年度末まで廃止を猶予する等の措置を講ずる制度全般の見直しが行われた。

前文中「中期的な」を削り、「第四期（平成二十一年度から平成二十三年度まで）」を「第五期（平成二十四年度から平成二十六年度まで）」に改め、「目的とするものである。」の次に次の段落を加える。

なお、東日本大震災によって、家庭や地域等のコミュニティにおける人々の絆やつながりの重要性を再確認したところであり、今後の介護保険の在り方を考えるにあたっても、「共助」を軸とした「安心して暮らせる地域社会」に資するような仕組み（地域包括ケアシステム）を目指していくことが重要である。

第一第一号中「必要である」を「必要であり、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めること」に改め、同号3中「介護予防事業」の下に「（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業）」を加え、同号4中「高齢者の実態」の下に「（医療サービス及び介護サービスの利用に関する意向を含む。）」を加え、「都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）における平成二十四年度末の療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。）の病床数に関する数値目標を達成することを前提として、地域ケア体制整備構想（療養病床の再編成を踏まえ、その受け皿づくりを含め将来的な介護等のニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備を推進する観点から都道府県が策定した地域ケア体制の整備に関する構想をいう。以下同じ。）において定めた療養病床転換推進計画を適切に反映するとともに、地域における療養病床を有する医療機関に入院している患者の医療サービス及び介護サービスの利用に関する意向を適切に把握し、」を削り、同号に次のように加える。

5　高齢単身・夫婦のみ世帯が高齢世帯の三分の二に達し、家族や地域とのつながりが急速に薄れ、孤立化し、日常生活や介護に不安を抱く高齢者が多くなっていることから、孤立化のおそれのある高齢単身・夫婦のみ世帯の生活支援に留意すること。

第一第二号の見出し中「中期」を削り、同号中「中期的な」を削り、「示すこと。」の次に次のように加える。

なお、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える二千十五年（平成二十七年）からその五年後、十年後である二千二十年（平成三十二年、二千二十五年（平成三十七年）頃、あるいは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において、これらの目標の設定にあたること。

第一第六号中「必要である」を「必要であり、これには喀痰吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上に関して必要な施策も含まれる」に改める。

第二第一号2中「、可能な限り、居宅において継続して」を「可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した」に改め、「対応するため、」の下に「サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）や」を加え、「第四期」を「第五期」に改め、同号4中「需要を」の下に「的確に」を加え、「、要介護者等の実態に関する調査」を「、当該市町村が定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査（以下「日常生活圏域ニーズ調査等」という。）」に、「要介護者等の実態に関する調査や」を「日常生活圏域ニーズ調査等や」に改め、同号5中「勘案して、」の下に「例えば各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた」を加え、同号6中「、都道府県医療費適正化計画」の下に「（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）」を加え、「都道府県計画をいう。）」の下に「、高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。）」を加え、「又は福祉」を「、福祉又は居住」に改め、同6㈡を削り、同6㈢を同6㈡とし、同6㈣中「、療養病床の再編成も踏まえ」及び「、療養病床の円滑な転換を含めた地域におけるサービスの整備や退院時の相談・支援等に努めることが求められるとされていること、また、医療計画及びそれに基づく具体的な施策を定めるに当たり」を削り、同6㈣を同6㈢とし、同6㈤中「都道府県医療費適正化計画における平成二十四年度末の療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。）の病床数に関する数値目標を達成することを前提として」を「、都道府県医療費適正化計画における療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。）に関する記述や、療養病床を有する医療機関の転換の意向等を勘案して」に改め、同6㈤を同6㈣とし、同6に次のように加える。

㈤　高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、介護保険事業計画については、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとすること。

第二第二号の見出し中「基本的」の下に「記載」を加え、同号中「市町村介護保険事業計画において定める」を「二千十一年（平成二十三年）の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、市町村介護保険事業計画において定めることとされた」に改め、同号1の見出し中「及びその見込量の確保のための方策」を削り、同1㈠イ②中「その際」の下に「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。以下同じ。）」を加え、「及び」を「、」に改め、「小規模多機能型居宅介護に限る。以下同じ。）」の下に「及び複合型サービス（指定地域密着型サービスである複合型サービスに限る。以下同じ。）」を加え、同1㈡を削り、㈢を㈡とし、㈣を削り、同号2の見出し中「地域支援事業に要する費用の額並びに」及び「及びその見込量の確保のための方策等」を削り、同2㈠中「介護予防事業」の下に「（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては介護予防・日常生活支援総合事業とする。以下この2において「介護予防等事業」という。）」を加え、同㈡イ中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同㈡ロ中「介護予防事業対象者」を「二次予防事業の対象者」に、「介護予防事業の」を「介護予防等事業の」に、「介護予防事業を」を「介護予防等事業を」に、「すべて」を「全て」に改め、同2中㈢から㈥までを削り、同号中3から7までを削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二　市町村介護保険事業計画の作成に関する任意記載事項

二千十一年（平成二十三年）の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他の別表第一の二に掲げる事項とする。

1　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

㈠　介護給付対象サービス（介護給付に係る介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の種類ごとの見込量の確保のための方策

市町村介護保険事業計画においては、介護給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることが必要である。この場合においては、介護給付対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。